

核物質防護に関する不適合情報

2025年11月17日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 2件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	2025年6月16日、警備を担当する協力企業へ配布している核物質防護関係のマニュアル(管理情報)を最新版に差し替えるため、マニュアルを綴じているファイルを回収したところ、ファイル末尾に、複写台帳に記録のない核物質防護秘密の一部(抜粋資料)が含まれていることを、当社セキュリティ部門社員が発見した。 当該資料は、2017年7月に当時の当社セキュリティ部門社員が、当該企業から業務委託書に記載のある文書の提供を求められた際、資料の抜粋版であれば核物質防護秘密に該当しないと誤認識し、上司の許可取りや台帳への記録をせずに当該企業へ複写したものを共有していた。 当該企業は、当社から配布された管理情報を一覧表に記録し、施錠保管していたが、当該資料は抜粋版であったことから、この一覧表に記載していなかった。 当発電所のセキュリティ部門の情報管理責任者は、年1回以上、核物質防護情報の保管・管理状況について確認することとなっていたが、当社の台帳と協力企業の一覧表を突き合わせる運用としていたため、双方に記載のない抜粋版の存在に気付けなかったもの。 なお、当該資料は業務上必須のものでは無かったため、今回、当社が確認するまでに閲覧された形跡が無く、また、当該企業から外部への情報漏えいも確認されていない。	2025/6/16	【2025年11月20公表済】 URL:
2	2025年7月17日(木)、持込申請がされていない工具が立入制限区域、周辺防護区域、防護区域境界の荷物点検を通過し、防護区域内へ持ち込まれたことを確認した。 2025年7月23日(水)、持ち込んだ工具が故障したため、持込申請していない新品の工具を持ち込もうとしているところを周辺防護区域での荷物点検にて発見した。 その際に、協力企業社員より7月17日に別の工具を防護区域へ持ち込んでいると話があり判明したものの。 協力企業社員は、当該工具を規制対象物品リストの対象外と誤認識し、持込申請をしていなかった。 また、当該工具を立入制限区域、周辺防護区域、防護区域で異なる警備員が確認をしたが、規制対象物品リストの掲載写真と明らかに形状が違う状態であったことから、規制対象物品であると判別できず、持ち込みを認めた。 なお、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認済み。	2025/7/23	https://www.tepco.co.jp/press/release/2025/pdf4/25x2601.pdf

3. 公表区分Ⅲ 0件

4. 公表区分その他 6件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視カメラの一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は代替措置にて維持した。	2024/11/24	
2	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2025/9/21	
3	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。	2025/10/26	
4	調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2025/10/29	
5	核物質防護上の障壁の一部に変形を確認したことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、侵入防止機能は維持できていたこと及び、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認した。	2025/11/2	
6	監視カメラの映像が、映らないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2025/11/3	